

# 平成29年度 義務教育教員免許志願者に対する 介護等体験事業実施要綱

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

## 1 目 的

この要綱は、平成9年11月26日付け「文部事務次官通達」を受けて、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う「義務教育教員免許志願者に対する介護等体験事業」（以下「介護等体験」という。）を実施するために必要な事項を定める。

## 2 介護等体験の対象者

小学校及び中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者で、18歳に達した学生とする。

## 3 介護等体験の内容等

### (1) 介護等体験の内容

要綱10(1)①に定める法第2条第1項に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」及び通達による「介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接に接するわけではないが、施設の職員に必要とされる業務の補助など」を基本に、学生の希望や施設の事情に応じ、社会福祉施設等の敷地外でのレクリエーション、運動会、買い物体験なども対象とする。

### (2) 介護等体験の対象施設

介護等体験実施の対象となる施設（以下「施設」という。）は、要綱10(1)②に定める省令第2条第1項に掲げる社会福祉施設等で、別表1のとおりとする。

### (3) 介護等体験の期間及び時間

①介護等体験の期間は、原則として土曜日及び日曜日を除く平日連続5日間とする。ただし、月曜日が祝日の場合に限り、火曜日から土曜日まで連続5日間は可能とする。

②一日当たりの体験の時間は概ね8時間とする。ただし、受入施設の勤務体制及び職員の業務量、行事の有無等を総合的に勘案したうえで、施設の長の判断で一部短縮することができることとする。

### (4) 介護等体験の調整方法

介護等体験の調整には、「青森県社会福祉協議会義務教育教員免許志願者の介護等体験受入システム」（以下「システム」という。）を使用する。システムは施設用、大学用、学生用、県社協用の4種類とする。

## 4 介護等体験に要する費用

### (1) 体験料の金額

①介護等体験に要する費用（以下「体験料」という。）は、学生一人1日当たり2,000円（5日間10,000円）とする。

②納入された体験料は、理由の如何を問わず返金しない。

### (2) 費用の充当

体験料のうち50%は施設における受入に要する費用に、50%は県社協の受入調整及び管理に要する費用に充てるものとする。

### (3) 納入の時期

①介護等体験を希望する学生は、申込みをする際に、大学又は短期大学（以下「大学等」という。）に体験料を納入するものとする。

②大学等は、県社協に申込書を送付する際に、所定の振込用紙により体験料を一括して県社協に納入するものとする。

<振込口座>

口座番号 青森銀行 <sup>しんまち</sup>新町支店 普通預金 3007021

口座名義 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 会長 <sup>まえだ たもつ</sup>前田 保

③県社協は、施設から提出される介護等体験終了報告書兼請求書（様式6）に基づいて、施設が指定する銀行口座に体験料を送金する。

(4) その他の費用

①学生は昼食の持参を原則とする。ただし、施設が有料で昼食を提供する場合は、学生の自己負担とし、当該施設が学生から徴収するものとする。また、施設への往復の交通費についても、学生の負担とする。

②施設から提出を求められた健康診断書等の作成に要する費用は学生の負担とする。

## 5 施設での主な業務

施設は、介護等体験を希望する学生の受入を行うとともに下記の業務を行う。

(1) 学生の受入

①受入可能な人数について、システム（施設用）に必要事項と受入可能な人数等について入力する。

②システム（施設用）を使用しない場合は、介護等体験年間受入計画書（様式1）及び介護等体験年間受入計画一覧表（様式2）を県社協に提出する。

(2) 学生に対する指導

受入を行った学生に対して、施設の概要、体験時の留意事項（守秘義務等施設の規則、規律、その他施設内の約束ごと、施設利用者との接し方など）について、オリエンテーション等で十分に指導する。

(3) 事故等の報告

学生に体験中の事故等が発生した場合は、遅滞なく県社協に連絡する。

(4) 介護等体験の取り消し

下記に該当する場合は、介護等体験を取り消すことができる。

①学生が、正当な理由がなく介護等体験を欠席したとき

②学生が、施設の規則等に従わなかったとき

(5) 証明書の発行

受入施設の長は介護等体験終了後、省令で定めた証明書（別記様式）に記入押印し、学生に直接発行する。

(6) 介護等体験終了の報告

①施設における介護等体験がすべて終了した後、介護等体験終了報告書兼請求書（様式6）をシステム（施設用）より出力し、押印の上、速やかに県社協に送付する。

②システム（施設用）を使用しない場合は、介護等体験終了報告書兼請求書（様式6）に記入押印の上、速やかに県社協に送付する。

## 6 大学等での主な業務

大学等は、介護等体験を希望する学生の申込み窓口として下記の業務を行う。

(1) 申込の取りまとめ及び提出

大学等は、介護等体験を希望する学生がシステム（学生用）を使用して行う個々の申込みを、システム（大学用）を利用して取りまとめ、介護等体験申込書（様式3）及びシステム（大学用）から出力した申込み状況一覧表（様式4）を県社協に提出する。

- (2) 学生に対する指導  
大学等は、学生に対し、下記事項について指導する。
- ①介護等体験の趣旨及び概要
  - ②対象となる施設についての基礎的な知識
  - ③介護等体験申込の手続方法
  - ④介護等体験時の留意事項
  - ⑤健康管理、施設利用者の人権に配慮した言動・プライバシーの配慮、服装、基本的マナー（時間厳守、あいさつ励行等）については大学等のオリエンテーション時に十分な指導を行う。
- (3) 事故等への対応
- ①介護等体験時の事故に備えて、保険加入などの措置をとる。
  - ②学生に事故等が発生した場合は、遅滞なく県社協に連絡する。
- (4) 日程及び施設の変更等
- ①日程及び施設の変更は原則として認めないものとする。ただし、次に定めるものについてはその限りではない。
    - ア) 交通事故
    - イ) 病気入院
    - ウ) 試験（申込時に未決定なもののみ）
    - エ) その他、冠婚葬祭、留学等で青森県社会福祉協議会が認めるもの
  - ②上記理由により日程を週単位で変更する場合及び施設を変更する場合は、県社協を通して変更を行うものとする。大学等は、理由を確認し次第、速やかに県社協に連絡の上、介護等体験変更願（様式8）を県社協に提出する。
  - ③急病等により日程を1～2日程度変更する場合は、施設と協議の上、代替日を設けて行うものとする。
- (5) 介護等体験の辞退  
体験先が決定した後、学生の都合等により辞退する場合は、当該学生の体験日2週間前までに介護等体験辞退届（様式9）により県社協に届出るものとする。

## 7 県社協の主な業務

県社協は、介護等体験の受入調整の窓口として下記の業務を行う。

- (1) 施設へのアンケート調査  
今年度受入を行った施設に対してアンケート調査を行う。その結果を大学等担当者との連絡会議で提示する。
- (2) 大学等担当者との連絡会議の開催  
青森県内の大学等の担当者を対象に、受入調整に係る具体的事項や進め方等について説明するための会議を開催する。
- (3) 介護等体験先の調整及び決定通知  
施設及び大学等が入力した情報と、提出された各様式をもとにシステム（県社協用）で調整し、その結果を介護等体験受入決定通知書（様式5）により施設及び大学等に通知する。
- (4) 介護等体験終了の報告  
学生の年間体験状況について、施設からの終了報告をもとにして介護等体験完了報告書（様式7）を作成し、大学等に対しそれぞれ通知する。
- (5) 受入状況の管理  
介護等体験受入調整管理表により、体験に係る受入れ状況及び実績等について管理し、5年間保管する。
- (6) 連絡調整  
介護等体験全般に関わる連絡調整を行う。

## 8 個人情報の取扱いについて

- (1) 介護等体験に携わる者は、施設利用者及び学生のプライバシーに十分配慮するとともに、知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。また、終了後も同様とする。
- (2) 県社協は、介護等体験に係る情報の管理について、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

## 9 その他の事項

- (1) 会計科目  
施設での体験料の取扱いは施設会計で行うこととし、受入科目は雑収入（その他の収入）とする。
- (2) 健康管理  
学生は、施設利用者等の健康管理のために施設から健康診断書や検便結果の提出を求められた場合は、当該施設の指示に従うものとする。
- (3) 県外大学等への対応  
県外の大学等に所属する学生についても、当該大学等を通じて介護等体験の申込みを行うものとする。
- (4) 科目等履修生、卒業生の取り扱いについて  
学生は、介護等体験を希望する場合は、在籍する学校あるいは卒業校を通して申込みを行うものとする。
- (5) この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

## 10 関係法令等

- (1) この事業の根拠となる法令等の種類は以下のとおりである。
  - ①平成9年法律第90号（平成9年6月18日）  
「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」
  - ②平成9年文部省令第40号（平成9年11月26日）  
「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」
  - ③文部省告示第187号（平成9年11月26日）
  - ④文部事務次官通達（平成9年11月26日）  
「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」
  - ⑤文部省教育助成局教職員課長通知（平成9年12月3日）  
「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の施行について（依頼）」
  - ⑥厚生省社会・援護局通知（平成9年12月18日）  
『『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』等の施行について』
- (2) 法令等の施行及び適用  
平成10年4月1日から施行し、平成10年度の大学等入学者から適用する。

### 附則

この要綱は、平成29年1月12日から施行する。